

2 5 建 指 3 8 6 号

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

一般社団法人

愛知県建設業協会 殿

建設部建築担当局長

(公印省略)

都市計画法第 3 4 条第 9 号の運用基準の改正について (依頼)

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別紙のとおり都市計画法第 3 4 条第 9 号の運用基準を改正し、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行することとなりました。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員からの質問等がある場合、ご多忙中恐縮ですが、事務局におきましてお取りまとめいただいたうえ、当課開発グループあてご連絡いただければ幸いです。

なお、当該運用基準については、愛知県ホームページ（ネットあいち）に掲載します

担 当 建築指導課 開発グループ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 8 8 (ダイヤルイン)

F A X 0 5 2 - 9 5 1 - 0 8 4 0

e-mail ｱﾄﾞﾚｽ kenchikushido@pref.aichi.lg.jp